

和東町商工会 NEWS 第46号



発行 和東町商工会 令和3年4月9日
〒619-1212 京都府相楽郡和東町釜塚京町19
☎0774-78-3321 📠0774-78-4030
✉wazuka-sci@kyoto-fsci.or.jp
🌐http://wazuka.kyoto-fsci.or.jp/



小規模事業者持続化補助金のご案内

- ◎小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援(一般型)
◎ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援(低感染型)

	一般型	低感染リスク型ビジネス枠
対 象 者	小規模事業者等	
上限・補助率	50万円(※100万円)・2/3 ※認定市町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者は100万円の上限。	100万円・3/4 補助金総額の1/4以内(最大25万円) 感染防止対策費に充当(消毒液の購入や換気設備の導入等に係る経費)
対 象 事 業	店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など	オンライン化のためのツール・システムの導入、ECサイト構築費など、対人接触機会の減少に資する取組他
補助対象経費	①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪設備処分費 ⑫委託費 ⑬外注費	①機械装置等費 ②広報費 ③オンライン展示会等出展費 ④開発費 ⑤資料購入費 ⑥雑役務費 ⑦借料 ⑧専門家謝金 ⑩設備処分費 ⑪委託費 ⑫外注費 ⑬感染防止対策費
受 付 締 切	2021年6月4日(金)【第5回】	2021年5月12日(水)【第1回】
申 請 方 法	商工会へ「経営計画書」を提出し「支援機関確認書」を取得 (低感染リスク型ビジネス枠は「支援機関確認書」の提出は任意)	
	郵送と電子申請(Jグランツ)	電子申請(Jグランツ)のみ

低感染リスク型ビジネス枠のみ対象

《特別措置》要件

緊急事態宣言の再発令によって令和3年3月～3月のいずれかの月の売上高が対前年(or対前々年)同月比で30%以上減少していること。

【メリット】

- 補助金総額に占める感染防止対策費の上限を通常1/4以内(最大25万円)から1/2以内(最大50万円)に引上げ、感染防止対策への支援を強化する。
- 審査時における加点措置を講ずることにより優先採択

申請スケジュール (予定)

【一般型】

- 第5回 2021年6月4日(金)
- 第6回 2021年10月1日(金)
- 第7回 2022年2月4日(金)
- 第8回 2022年6月初旬予定
- 第9回 2022年10月初旬予定
- 第10回 2023年2月初旬予定【最終】

【低感染リスク型ビジネス枠】

- 第1回 2021年5月12日(水)
- 第2回 2021年7月7日(水)
- 第3回 2021年9月8日(水)
- 第4回 2021年11月10日(水)
- 第5回 2022年1月12日(水)
- 第6回 2022年3月9日(水)

◎本事業の申請に際しては、商工会の確認が必要となります。経営計画を基に商工会の支援計画書の作成が必要です。十分な余裕をもって早めにご相談ください。

公募要領・申請様式のダウンロード先 <https://www.kyoto-fsci.or.jp/>



事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

事業再構築補助金のご案内

◆ 主要申請要件

1. 売上が減っている

申請前の直近6ヶ月のうち、任意の3ヶ月の合計売上高がコロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少している

2. 事業再構築に取り組む

事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

3. 認定経営革新等支援機関(和東町商工会)と事業計画を策定する

- ・事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関(和東町商工会)と策定する。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関(銀行、信金、ファンド等)も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
- ・補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV時回復率は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

◆ 補助額、補助率(中小企業)

通常枠	補助額	100万～6,000万円	補助率	2/3
卒業枠	補助額	6,000万円超～1億円	補助率	2/3

※卒業枠とは…400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

◆ 緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数5人以下	100万円～500万円	補助率	中小企業 3/4 中堅企業 2/3
	従業員数6～20人	100万円～1,000万円		
	従業員数21人以上	100万円～1,500万円		

※「特別枠」で不採択となったとしても、加点の上、「通常枠」で再審査しますので、特別枠へ応募された方は、その他の方に比べて採択率が高くなる可能性があります。

◆ 令和2年度3次補正予算【4月15日申請受付開始予定】

公募は1回ではなく、令和3年度にさらに4回程度実施される予定。

詳しくは→経済産業省https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku

申請は全て電子申請となりますので、「GBizIDプライムアカウント」が必要です。

アカウント発行は現在大変混みあっており、発行まで時間がかかる見込みです。
お早めにご準備ください。

◆ 中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ 【経産省チラシより】

飲食業 喫茶店経営 →飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。	飲食業 居酒屋経営 →オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。	飲食業 レストラン経営 →店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。	運輸業 タクシー事業 →新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。	製造業 航空機部品製造 →ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。	製造業 伝統工芸品製造 →百貨店などの売上が激減。ECサイト(オンライン上)での販売を開始。
飲食業 弁当販売 →新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。	小売業 衣服販売業 →衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。	小売業 ガソリン販売 →新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。	食品製造業 和菓子製造・販売 →和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品・食品の製造・販売を開始。	建設業 土木造成・造園 →自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。	情報処理業 画像処理サービス →映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。
サービス業 ヨガ教室 →室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。	サービス業 高齢者向けデイサービス →一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。	製造業 半導体製造装置部品製造 →半導体製造装置の技術を活用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。	補助対象経費の例 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費(加工、設計等)、研修費(教育訓練費等)、技術導入費(知的財産権導入に係る経費)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)等 【注】補助対象企業の従業員の人員費及び従業員の旅費は補助対象外です。		



中小法人・個人事業者のための

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

申請受付期間

2021年

5月31日(月)まで

給付額

中小法人等 上限**60万円**

個人事業者等 上限**30万円** 支給されます

給付額 2019年または2020年の1月～3月の合計売上 — 2021年の対象月※の売上×3ヶ月

※2021年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

給付対象

※詳しくは一時支援金ホームページでご確認ください

①と②を満たす事業者は、**業種や所在地を問わず給付対象**となり得ます。

①緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業または外出自粛等の影響**をうけていること※

②2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の**売上が50%以上減少**

※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という）の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響をうけていること

以下の場合には給付対象とはなりません



事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないのにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。



（緊急事態宣言とは関係なく）単に売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。



（緊急事態宣言とは関係なく）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。



売上が50%以上減少していても、または、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。



地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金※の支給対象の飲食店は給付対象外です。（風聞のみに営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になります。）※都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金



申請手続きの流れ

オンラインで簡単に申請することができます。

オンライン申請が困難は、申請サポート会場をご利用ください。

※申請サポート会場のご利用には事前予約が必要です。ホームページ又は電話から予約ください。

アカウントの申請・登録

① 一時支援金ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し**申請IDを発番**。

登録確認機関(和東町商工会等)での事前確認

② 下記の**必要書類**を準備

③ 商工会等へ**事前予約**

※商工会以外の登録確認認定機関はホームページで検索できます。

④ **事前確認**を受ける

申請

⑤ 一時金ホームページからマイページへアクセス。必要情報を入力し**下記の書類を添付**して申請。

必要書類

- ① 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)
- ② 収受日付印のついた2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含むすべての**確定申告書類**の控え
- ③ 2019年1月から2021年対象月までの各月の**帳簿書類**(売上台帳、請求書、領収書など)
- ④ 2019年1月以降の事業の取引を記録している**通帳**
- ⑤ 代表者または個人事業者等本人が自署した**宣誓・同意書**※ホームページからダウンロードできます。
- ⑥ 2019年～2021年の各年1～3月における顧客の情報がわかる**取引先情報一覧**※ホームページからダウンロードできます。

一時支援金ホームページ

<https://ichijishienkin.go.jp/>



相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口

0120-211-240 / IP電話専用回線 03-6629-0479

【受付時間8:30～19:00(土日・祝日含む全日)】



申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の

申告・納付期限について

税務署



申告期限・納付期限

申告所得税

個人事業者の
消費税

贈与税

令和3年
4月15日
(木)

振替日

申告所得税

個人事業者の
消費税

令和3年
5月31日(月)

令和3年
5月24日(月)

今後の主な予定



月 日	内 容	場 所
4月15日(木) 19:00～	青年部総会	和束町観光案内所2階
4月19日(月) 19:00～	女性部総会	和束町観光案内所2階
4月20日(火) 18:00～	商業部歳末売出し反省会	和束町観光案内所2階
4月21日(水) 20:00～	茶業部総会	和束町観光案内所2階
4月23日(金) 15:00～	第1回理事・役員会	和束町観光案内所2階
4月28日(水) 19:00～	商業部・衛生部総会	和束町観光案内所2階
5月21日(金) 19:00～	令和3年度 和束町商工会通常総会	和束町観光案内所2階 または商工会研修室



令和3年度 商工会職員体制

☆事務局長
経営支援員
経営支援員
記帳指導員
観光案内所職員

坊 直光
佐々木基滋 (京都府商工会
連合会から異動)
森川和美 (記帳指導員から
経営支援員へ)
西川雅美 (新規採用)
井上可奈

人事異動のお知らせ

・小川恵梨(経営支援員)

令和3年4月1日 南山城村商工会へ異動

会員の皆様に優しく接していただき、思い出深い2年間でした。支援員としても坊局長、竹谷前局長のもと、たくさん勉強させていただきました。和束町での経験を村商工会で活かし精進してまいります。ありがとうございました。

・眞鍋貴志(経営支援員)

令和3年4月1日 木津川市商工会へ異動

令和2年4月1日より、和束町商工会に赴任して一年間、大変お世話になりました。京都にはこんな素晴らしい土地があると再認識しました。木津川市商工会に異動になりますが、和束町の事業所さまに教えて頂いたことを活かしたいと思いますので、今後ともよろしく願います。

ありがとう
ございました!